

## 練馬区まちづくり条例における葬祭場等の整備運用基準

令和4年3月28日

3練都調第1013号

(趣旨)

第1条 この指針は、練馬区まちづくり条例（平成17年12月練馬区条例第95号。以下「条例」という。）第2条第8号の4に規定する葬祭場等（以下「葬祭場等」という。）の基準に関する事務取扱を円滑に進めるために必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この整備運用基準における用語の意味は、条例の例による。

(駐車施設の表示)

第3条 条例別表第5および練馬区まちづくり条例施行規則（平成18年3月練馬区規則第26号。以下「規則」という。）別表第4に規定する駐車施設における自動車駐車場を設置する場合は、白線表示等でその場所を明示しなければならない。

(緩衝地の取扱い)

第4条 条例別表第5に規定する周辺環境への配慮における緩衝地は、別図のとおり設けるものとする。

2 前項の緩衝地には、つぎに掲げるものを設けてはならない。

- (1) ブロック塀、フェンスの基礎、看板等の工作物
- (2) 緩衝地を区画する縁石、舗装等
- (3) 葬祭場等の屋根、樋、外壁、窓、建築設備等

3 条例別表第5および規則別表第4に規定する周辺環境への配慮における緩衝地の緑化は、生け垣の設置または中高木の植栽により行うこととし、人が立ち入れないようにすること。

付 則

この整備運用基準は、令和4年4月1日から施行する。

付 則（令和8年5月28日8練都調第282号）

- 1 この整備運用基準は、令和8年6月1日から施行する。
- 2 改正後の練馬区まちづくり条例における葬祭場等の整備運用基準の規定は、令和8年6月1日以後に設ける緩衝地について適用し、同日前に設けた緩衝地については、なお従前の例による。

別図（第4条関係）

